

よくあるご質問（ワクチン接種対策負担金時間外・休日加算（職域接種））

(R3.8.19時点)

質問	回答
<p>ワクチン接種対策負担金時間外・休日加算の請求に当たり、接種券が届いていない者への接種回数はどうのように計上すればよいか。</p> <p>接種券が届くまで計上しない方がよいのか。</p>	<p>7月末までの実施分については、接種券が届いていない場合も、実際に接種を行った日で接種回数を1期の請求の際に計上してください。</p> <p>なお、通常のワクチン接種対策費負担金（2,070円/人）の請求に当たっては、接種券が届き、VRSへの登録を行った後に請求いただくこととなりますのでご注意ください。</p>
<p>職域接種向け手引き（第3版）の第6章1概要において、p53中段に、「～ 時間外・休日の加算については、被接種者の居住地によらず、接種実施医療機関等が所在する市町村に請求することとなっている ～～」とされているが、職域接種の実施類型がパターン2（外部医療機関が出張して実施）で、岡山市内にある接種会場に、倉敷市内に所在する医療機関が出張した場合、どちらに請求すればよいか。</p>	<p>倉敷市へ請求してください。（岡山県国民健康保険団体連合会へ提出するエクセル様式の「所在市町村」の欄へ「332020:倉敷市」と記入してください。）</p>